

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、日吉津村鳥獣被害防止対策補助金（以下「補助金」という。）の交付について、日吉津村補助金等交付規則（昭和 4 2 年日吉津村規則第 1 8 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この要綱は、野生鳥獣による農産物への被害を防止し、農作物の安定した生産を図り、併せて農家等の負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第 3 条 補助金の対象となる者は、日吉津村に住所を有する農業経営主及び農業を行う集団及び法人組織で別表 1 に掲げる事業を行う者とする。

(対象事業等)

第 4 条 補助金の対象となる事業の種類、対象経費、補助率等は別表 1 のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請等)

第 5 条 この要綱により補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に機材の見積書の写しを添えて、村長に提出しなければならない。

2 村長は前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査のうえ、適切であると認めたときは、本補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。また、適切でないと認めた場合は、補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 6 条 前条第 2 項の交付決定通知を受けた者は、機材の設置が完了した日から 3 0 日以内又は交付決定のあった日の属する年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 4 号）に機材の領収書を添えて、村長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 7 条 村長は、前条の実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査を行ったうえ、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第 5 号）により前条の報告を行った者に速やかに通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の通知を受けた者は、補助金の交付を請求するときは、速やかに補助金交付請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 確定通知書の写し
- (2) その他村長が必要と認める書類

(交付の取消し)

第9条 村長は、補助対象者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 村長は、補助金の交付を取り消した場合、すでに補助金が交付されているときは補助金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年2月1日から適用する。

別表第 1

対 象 事 業		3 補助対象経費	4 補助率等	備考
1 対策区分	2 事業内容			
単独事業 (侵入を防 ぐ対策)	電子式爆音機、防鳥 機 (タイマー、バッ テリーを含む) の購 入	左の事業内容に定 める機材の購入費	補助率：1/2 以内 補助限度額 個人申請：30,000 円 団体等申請：150,000 円 (補助額 100 円未満は切捨 て)	
	防鳥ネットの購入			
単独事業 (個体数を 減らす対 策)	モグラ用捕獲器の購 入			

日吉津村長 様

申請者

住所又は所在地

代表者又は氏名

印

日吉津村鳥獣被害防止対策補助金交付申請書

日吉津村鳥獣被害防止対策補助金の交付を受けたいので日吉津村補助金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助対象事業費	
交付申請額	

事業の計画

対策区分	事業実施箇所 (地番等)	事業の内容				備考
		事業内容 (対象鳥獣)	数量	単価	事業費	
	計					

添付書類 機材の見積書写し

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

日吉津村長 印

日吉津村鳥獣被害防止対策補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった日吉津村鳥獣被害防止対策補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額等

本補助金の補助対象事業費及び交付決定額については、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|---|---|
| (1) 補助対象事業費 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

2 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象事業費の実績額について、日吉津村鳥獣被害防止対策補助金交付要綱第4条の規定を適用して算定した額と前記1の(2)の交付決定額のいずれか低い額により行う。

様式第3号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

日吉津村長 印

日吉津村鳥獣被害防止対策補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった日吉津村鳥獣被害防止対策補助金については次の理由で不交付と決定しましたので通知します。

（理由）

日吉津村長 様

申請者

住所

氏名

印

日吉津村鳥獣被害防止対策補助金実績報告書

年 月 日 第 号によるで交付決定に係る事業の実績について日吉津村鳥獣被害防止対策補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

	補助対象事業費	交付決定額
交付決定		
実績		
差引		

事業の実績

対策区分	事業実施箇所 (地番等)	事業の内容				備考
		事業内容 (対象鳥獣)	数量	単価	事業費	
計						

添付書類 (1) 機材の領収書（原本に受付押印し写しを取り返却）

様式5号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

日吉津村長

印

日吉津村鳥獣被害防止対策補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった日吉津村鳥獣被害防止対策補助金交付について下記のとおり確定しましたので、通知します。

記

1. 交付確定額等

本補助金の補助対象事業費及び交付決定額については、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---|---|
| (1) 補助対象実績事業費 | 金 | 円 |
| (2) 交 付 確 定 額 | 金 | 円 |

2. その他

本補助金の交付請求書を提出するときは、この通知の写しが必要です。

様式第6号（第8条関係）

日吉津村鳥獣被害防止対策補助金交付請求書

金 円也

年 月 日 第 号によって交付の確定があった日吉津村鳥獣被害防
止対策補助金を上記のとおり請求します。

年 月 日

請求者

住所又は所在地

代表者又は氏名

㊟

日吉津村長 様